

保健福祉課の「平成30年度の運営方針と目標」

保健福祉課長 泉川 慎

1 課の使命と役割

■課の使命・目標（箇条書き）

- ・町民一人ひとりが健康で自立した生活が送れるよう保健、医療、福祉、介護等の施策を総合的かつ体系的に推進します。
- ・町民の健康を保持するため、健康増進事業の充実を図り、医療費の削減、安定した国民健康保険事業運営に努めます。
- ・「高齢者一人ひとりがいきいきと健やかに、安心して生活できる、地域で支えあう豊かな社会」の基本的理念の実現に向け、介護保険事業の充実を図ります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援を一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ・「だれもが地域で自分らしく安心して生活できる社会」の基本理念の実現に向けた、障がい者の自立及び社会参加の支援等に取組んでいきます。

■課の役割

保健福祉課は、健康増進係、国保年金係、福祉係、介護保険係で構成され、①健康づくりの推進、②予防接種の推進、③生活習慣病等の健康診査の推進・事後指導、④国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の運営、⑤町民の福祉向上、⑥民生児童委員運営、⑦障がい者支援、⑧高齢者支援、⑨介護予防事業の推進等の役割を担っています。

2 課の構成(平成30年4月1日現在)

■職員数	18人
・課長	1人
・副課長	1人
・健康増進係	5人
・国保年金係	4人
・福祉係	4人
・介護保険係	3人

3 平成30年度の課の運営方針

保健福祉課は、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」の基本目標では「人」、「支えあい」、「子ども」に関わる分野を主に担っており、町民の皆さんのが健康で明るい気持ちで毎日を過ごし、この町に住んでよかったと安心して暮らすことができるよう平成30年度は以下のような保健・医療・福祉・介護事業を実施します。

1. 国保データヘルス計画に基づく保健事業（生活習慣病の広報事業、特定健康診査事業、特定健診未受診者対策、特定保健指導事業、重症化予防事業）を実施し、国保被保険者の健康増進、健康寿命の延伸に努めます。特に生活習慣病ハイリスク者に対し積極的に訪問活動等を実施し、医療機関への受診勧奨や生活習慣の改善を働きかけ重症化予防に努めます。
2. 生活習慣病の予防のために運動の習慣化は大変重要であり、ヘルスアップ教室は参加者の年齢や状態に応じた個別の運動プログラムにより、体力年齢の向上やメタボリック・シンドローム等の生活習慣病予防に取り組みます。また、今年度は県の健康アプリの活用と町が実施する健康づくり事業を連動した「ふくしま【健】民パスポート事業」に取り組み、町が実施する事業にインセンティブ（ポイント）を付与することで、多くの町民が積極的に健康づくりに参加できるような仕組みを構築します。
3. 乳幼児・児童・生徒及び高齢者に対し、病気の予防及びまん延を防止するため予防接種を実施します。感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めるほか、予防接種の受診勧奨を行い、接種率の向上に努めます。さらに、幼児期からむし歯予防に取り組み、生涯にわたって自分の歯で食べることの大切さを認識していただくため、本年度より保育園・幼稚園の幼児から小学校の児童を対象に集団でのフッ素洗口事業を開始します。
4. 休日、夜間における救急医療体制の円滑な運営を図るとともに、公的病院等に対して運営費等の補助を行い、町民が安心して受診できるような救急医療体制の確保に努めます。
5. 地域サロンにおいて、作業療法士・言語聴覚士や管理栄養士等の専門家による講座等を充実し、転倒予防や認知症予防に努めるとともに、口腔改善や栄養改善を図り、高齢者が元気な生活を送れるよう介護予防事業の充実を図ります。
6. 介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、新たに「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」として、要支援者に対する介護予防給付を行います。また、生活支援体制整備事業（買い物・ゴミだし・清掃等の支援）については多様な担い手による支援が行えるような仕組みづくりを行ないます。
7. 介護サービスを利用する方の自立支援を促すため、多職種が協働して行う「自立支援型地域ケア会議」を県のモデルとして実施し、介護サービスの質の向上、要支援・要介護認定者のQOL（生活の質）の向上を目指します。

1	ヘルスステーション運営事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	町民のライフステージに沿った健康の保持増進、生活習慣病の発症予防及び重症化予防のための事業を展開し、町民が地域で安心して生活できることを目指します。具体的な内容として、①ヘルスアップ教室（健康の保持増進・生活習慣病予防の運動教室）参加促進を図り、楽しく運動が継続できるよう取り組みます。②生活習慣病重症化予防対象者に対し個別保健指導を実施し生活習慣改善を図ります。③自殺予防対策として「いのちの大切さ」について若い年齢層に問わり、正しい知識の普及啓発に取り組みます。		
実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)			
進行管理	前 期	後 期	
	4月・ヘルスアップ教室開始 4月～5月：町内企業や店舗等へポスター掲示依頼しPR強化 5月：教室生に対し栄養指導 7月：ウォーキング教室 8月：町内企業に対し再度PR 8～9月：町民検診時に参加者勧誘 9月9日：やぶきフロンティア祭り時の自殺予防街頭キャンペーンの実施 4月～3月：通年で重症化予防対象者に対し家庭訪問の実施 *町内の小中学校での「いのちの教育事業」の実施	10月・ヘルスアップ教室開始 11月・教室生に対し栄養指導 2月・町内企業に対し再度PR ・健康づくり講演会（新規参加者勧奨） 4月～3月：通年で重症化予防対象者に対し家庭訪問の実施 *町内の小中学校及び光南高校での「いのちの教育事業」の実施	
目標管理	成果目標・数値目標等 ①ヘルスアップ教室 ・教室参加継続者を維持できるよう魅力ある教室にするために栄養講座等イベントを盛り込みながら実施します。 ・新規参加者を増やすために健康づくり講演会の開催、町内企業や店舗へのポスターの掲示等あらゆる機会を通してPR活動に取り組んでいきます。 ・平成30年度ヘルスアップ教室目標参加者数：120人【H29年度101人】 ②重症化予防事業 ・重症化予防対象者に対し家庭訪問による個別指導の実施：20人 ③自殺予防対策事業 ・「いのちの教育事業」の実施：町内の小学校・中学校・高校 ・街頭キャンペーンの実施：やぶきフロンティア祭り（9/9）		

2	健康センター管理運営事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	健康センター（あゆり温泉・温水プール）は住民の健康増進を図るための施設であり、民間活力による施設の効果的かつ効率的な管理運営を促進するため、平成18年度より指定管理者制度を導入しています。 指定管理の年度計画に基づく事業の実施状況や利用者の推移等を定期的に確認しながら、進捗管理を行います。		
実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)			
進行管理	前 期	後 期	
	毎月　・指定管理者との定期打合せ 5月　・陶器市の開催 9月　・敬老会招待者 約2,750名へあゆり温泉無料入浴券（3回分）の送付	毎月　・指定管理者との定期打合せ 10月　・バーベキュー祭りの開催 11月　・陶器市の開催	
目標管理	成果目標・数値目標等 ・利用者数 対前年度比105%増目標 【】内は前年度実績値 あゆり温泉 117,000人【112,094人】 温水プール 72,000人【68,933人】 屋内ゲートボール場 のべ480回【のべ461回】 温泉スタンド 1,111,000ℓ【1,058,800ℓ】		

3	特定健診・特定保健指導事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>『特定健診』は、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象としたメタボリックシンドロームに着眼した健診で、生活習慣病の早期発見・早期治療を目標とします。また、魅力ある健診にするため心電図・眼底・貧血検査・腎臓検査を実施し病気の重症化予防を図ります。</p> <p>なお、未受診者に対しては保健事業訪問員家庭訪問を実施し、受診率向上を目指します。</p> <p>『特定保健指導』は、生活習慣病のリスクの高い方に對し、生活指導を行い健康的な生活が維持できるように支援します。</p> <p>さらに、人間ドック・PET（ペット）がんドック検診の結果を活用し、特定保健指導につないでいきます。多くの方が健診及び保健指導を受け、生活改善を図り、心身ともに健康で豊かな生活が送れるよう受診者数の増加を図ります。また、生活習慣病に関する知識と健康意識の高揚を図るため、特定健診の有効性や効果等について広く周知します。</p>						
進行管理	<h3>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 5月～：糖尿病性腎症重症化予防プログラム対象者への個別指導の実施 6月：町広報紙「健診特集」掲載（人間ドックとPETがんドック健診とのタイアップ記事） 7月：健診未受診者へ保健事業訪問員による家庭訪問 7月：個別通知発送 年代別ダイレクトメール 8月～9月：特定健診の実施 （健診時に特定保健指導の勧誘） </td><td> 10月～11月：検診結果説明会を3地区に分けての開催 （メタボ該当者に対し特定保健指導参加勧奨及び面談の実施） 11月～：特定保健指導の実施 </td></tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	5月～：糖尿病性腎症重症化予防プログラム対象者への個別指導の実施 6月：町広報紙「健診特集」掲載（人間ドックとPETがんドック健診とのタイアップ記事） 7月：健診未受診者へ保健事業訪問員による家庭訪問 7月：個別通知発送 年代別ダイレクトメール 8月～9月：特定健診の実施 （健診時に特定保健指導の勧誘）	10月～11月：検診結果説明会を3地区に分けての開催 （メタボ該当者に対し特定保健指導参加勧奨及び面談の実施） 11月～：特定保健指導の実施
前 期	後 期						
5月～：糖尿病性腎症重症化予防プログラム対象者への個別指導の実施 6月：町広報紙「健診特集」掲載（人間ドックとPETがんドック健診とのタイアップ記事） 7月：健診未受診者へ保健事業訪問員による家庭訪問 7月：個別通知発送 年代別ダイレクトメール 8月～9月：特定健診の実施 （健診時に特定保健指導の勧誘）	10月～11月：検診結果説明会を3地区に分けての開催 （メタボ該当者に対し特定保健指導参加勧奨及び面談の実施） 11月～：特定保健指導の実施						
目標管理	<h3>成果目標・数値目標等</h3> <p>平成30年度目標 ※【】内は前年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特定健診受診率・・・昨年度より2%上昇（51%）を目指します。 【暫定値49.1%】 ■特定保健指導率・・・昨年度より4%上昇（53%）を目指します。 【暫定値49.1%】 						

4	町民検診事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>生活習慣病及びがん等の疾病の早期発見・早期治療を図るために、特定健診とがん検診を同時に「集団検診」として実施します。</p> <p>また、特定健診の項目に心電図・眼底・貧血・腎臓検査を追加し、より充実した検診として受診率の向上を目指します。</p> <p>さらに、集団検診を受診できない方に対して指定医療機関で行う「個別検診」を実施し、受診しやすい体制を整えます。</p> <p>後期高齢者医療保険の方に、健康診査項目に心電図・眼底・貧血検査を追加して実施します。</p> <p><がん検診等対象者>※以下の年齢に該当する市民</p> <p>①胃・肺・大腸：40歳以上の男女②前立腺：50歳以上の偶数年齢の男性③子宮：20歳以上の偶数年齢の女性④乳：40歳以上の偶数年齢の女性⑤骨粗鬆症：40歳から70歳の5歳刻みの女性⑥結核：65歳以上の男女⑦肝炎ウイルス：40歳になる方及び41歳以上で一度も検査を受けたことがない方⑧PETがんドック検診：50歳から70歳の5歳刻みの男女</p>						
進行管理	<h3>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 5月：PETがんドック検診個別通知 6月：胃・子宮・乳がんの施設検診実施を全戸配布チラシにより周知 女性がん検診受診率向上事業（無料クーポン券の配布） 7月：広報誌に受診勧奨PRを掲載 7月：検診対象者に個別通知 8月～9月の検診期間中：広報車による受診勧奨PR（1日2回実施） 9月：女性がん検診広報紙掲載 子宮がん検診個別通知 </td><td> 10月：乳がん検診申込み受付 11月～2月：乳がん検診申込者に検診日の通知をし受診勧奨 10月～2月：各種がん検診結果、要精検者へ受診勧奨 12月～3月：各種がん検診の要精検者の未受診者への受診勧奨 </td></tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	5月：PETがんドック検診個別通知 6月：胃・子宮・乳がんの施設検診実施を全戸配布チラシにより周知 女性がん検診受診率向上事業（無料クーポン券の配布） 7月：広報誌に受診勧奨PRを掲載 7月：検診対象者に個別通知 8月～9月の検診期間中：広報車による受診勧奨PR（1日2回実施） 9月：女性がん検診広報紙掲載 子宮がん検診個別通知	10月：乳がん検診申込み受付 11月～2月：乳がん検診申込者に検診日の通知をし受診勧奨 10月～2月：各種がん検診結果、要精検者へ受診勧奨 12月～3月：各種がん検診の要精検者の未受診者への受診勧奨
前 期	後 期						
5月：PETがんドック検診個別通知 6月：胃・子宮・乳がんの施設検診実施を全戸配布チラシにより周知 女性がん検診受診率向上事業（無料クーポン券の配布） 7月：広報誌に受診勧奨PRを掲載 7月：検診対象者に個別通知 8月～9月の検診期間中：広報車による受診勧奨PR（1日2回実施） 9月：女性がん検診広報紙掲載 子宮がん検診個別通知	10月：乳がん検診申込み受付 11月～2月：乳がん検診申込者に検診日の通知をし受診勧奨 10月～2月：各種がん検診結果、要精検者へ受診勧奨 12月～3月：各種がん検診の要精検者の未受診者への受診勧奨						
目標管理	<h3>成果目標・数値目標等</h3> <p>検診を受けやすい体制に改善し、受診率向上に努めます。</p> <p>※H28年度までの各種がん検診（肺・胃・大腸・乳・子宮）の受診率は、上記概要の年齢の範囲で対象者を国勢調査に基づき国の指針に従い算定しましたが、H29年度からは全住民を対象者にする指針に変更となったため受診率に差が出ました。</p> <p>《平成30年度目標受診率【】内は前年度（H29年度）実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■肺がん検診：23.0%【22.0%】 ■胃がん検診：13.0%【12.2%】 ■大腸がん検診：17.0%【15.7%】 ■前立腺がん検診：19.0%【18.6%】 ■乳がん検診：13.0%【12.1%】 ■子宮がん検診：10.5%【9.5%】 ■骨粗鬆症検診：21.0%【19.6%】 ■PETがんドック検診：80人【56人：南東北病院39人白河厚生病院17人】 						

5	予防接種事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>乳幼児・児童・生徒及び高齢者に対し定期・任意接種を実施し、疾病的予防や感染症のまん延を防止します。</p> <p>乳幼児が早期から予防接種を受けられるよう、乳児全戸訪問時に予防接種券の交付・説明を行い、受診率の向上を図ります。また、各乳幼児健診・健康相談時にも各予防接種の接種勧奨を行います。</p> <p>現在任意接種である乳幼児対象のおたふくかぜ、ロタウイルス、妊娠を希望している女性とその夫、及び妊娠中の女性がいる家族が対象の風しん抗体検査、麻しん風しんの予防接種について助成を行い、感染症のまん延防止ができるよう周知します。</p>						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">前 期</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 4月・広報・チラシ等にて周知、個別通知 通年・乳児全戸訪問時に接種券の交付と個別指導の実施 ・乳幼児健診・健康相談時に個別指導の実施 8月・未接種者に対し個別通知の実施 </td><td style="padding: 5px;"> 10月・広報等での高齢者のインフルエンザ接種勧奨 10月～・就学前健康診査時にチラシ等での予防接種勧奨 12、3月・麻しん風しん、二種混合未接種者への接種勧奨 </td></tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	4月・広報・チラシ等にて周知、個別通知 通年・乳児全戸訪問時に接種券の交付と個別指導の実施 ・乳幼児健診・健康相談時に個別指導の実施 8月・未接種者に対し個別通知の実施	10月・広報等での高齢者のインフルエンザ接種勧奨 10月～・就学前健康診査時にチラシ等での予防接種勧奨 12、3月・麻しん風しん、二種混合未接種者への接種勧奨
前 期	後 期						
4月・広報・チラシ等にて周知、個別通知 通年・乳児全戸訪問時に接種券の交付と個別指導の実施 ・乳幼児健診・健康相談時に個別指導の実施 8月・未接種者に対し個別通知の実施	10月・広報等での高齢者のインフルエンザ接種勧奨 10月～・就学前健康診査時にチラシ等での予防接種勧奨 12、3月・麻しん風しん、二種混合未接種者への接種勧奨						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>平成30年度目標接種率 ※【】内は前年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ■麻しん風しん : 90% 【86%】 ■日本脳炎 : 40% 【36%】 ■BCG : 75% 【71%】 ■ヒブ : 80% 【75%】 ■肺炎球菌 : 75% 【73%】 ■四種混合 : 75% 【70%】 ■二種混合 : 60% 【59%】 ■水痘 : 50% 【48%】 ■B型肝炎 : 70% 【69%】 ■高齢者肺炎球菌 : 70% 【69%】 						
6	子ども・妊婦線量計等支援事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>ガラスバッジにより個人の放射線量を測定し、放射線の影響による不安解消や将来にわたる健康管理を行います。全町民を対象とし、測定は希望者に実施します。</p> <p>今年度も昨年度に引き続き役場へ直接申し込みいただく個別方式で実施します。</p>						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">前 期</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 4月　・0歳～15歳（中学3年生まで）及び妊婦に通知を配布 5月　・ガラスバッジ貸し出しの広報掲載 6月　・希望者へのガラスバッジの配布 7月　・測定開始 9月　・測定終了 </td><td style="padding: 5px;"> 10月　・ガラスバッジ回収 11月　・結果内容を県アドバイザリーに調査依頼 12月　・結果を個人に郵送 </td></tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	4月　・0歳～15歳（中学3年生まで）及び妊婦に通知を配布 5月　・ガラスバッジ貸し出しの広報掲載 6月　・希望者へのガラスバッジの配布 7月　・測定開始 9月　・測定終了	10月　・ガラスバッジ回収 11月　・結果内容を県アドバイザリーに調査依頼 12月　・結果を個人に郵送
前 期	後 期						
4月　・0歳～15歳（中学3年生まで）及び妊婦に通知を配布 5月　・ガラスバッジ貸し出しの広報掲載 6月　・希望者へのガラスバッジの配布 7月　・測定開始 9月　・測定終了	10月　・ガラスバッジ回収 11月　・結果内容を県アドバイザリーに調査依頼 12月　・結果を個人に郵送						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>希望する町民を対象に外部被ばく線量を測定し、放射線に対する不安の解消に努めます。</p> <p>【前年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・124名 ・紛失数 17件 						

7	地域救急医療体制整備事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業														
事業の概要・実施方針	<p>休日、日中、夜間における入院治療を必要とする重症患者の医療を確保し、救急医療体制の円滑な運営を図るとともに、第二次救急医療に参加する輪番病院の体制整備を図り、事故や急病時に安心して受診できるよう救急医療の確保に努めます。公的医療機関である白河厚生総合病院の周産期救急医療、感染症医療体制の充実に努めます。また、休日救急医療当番医事業は、休日の救急に対応するため、小児科、内科、歯科の診療を行います。第二次救急医療は、白河厚生総合病院、塙厚生病院、白河病院、会田病院が輪番で休日に対応します。小児平日夜間救急医療事業は、白河厚生総合病院において平日夜間に地域の小児科医が交代で診療し、小児の救急医療に対応します。さらに、会田病院に対し公的救急病院運営費を補助し、救急医療体制の充実を図ります。</p>																
実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)																	
進行管理	前 期	後 期															
<p>毎月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日救急診療当番医事業実績確認 (小児科、内科、歯科) ・小児平日夜間救急医療実績確認 (白河厚生総合病院) ・救急医療に関する記事広報紙掲載 			<p>毎月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日救急診療当番医事業実績確認 (小児科、内科、歯科) ・小児平日夜間救急医療実績確認 (白河厚生総合病院) ・第二次救急医療の実績確認 														
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>救急医療体制の確立及び休日、夜間救急医療に関する情報提供に努め、町民が安心して医療が受けられるよう救急医療体制の整備に努めます。また、会田病院との協議を図り、応需率向上に取組みます。</p> <p>【前年度実績】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 10%;">・小児科</td> <td style="width: 10%;">500件</td> </tr> <tr> <td>・内科</td> <td>213件</td> </tr> <tr> <td>・歯科</td> <td>28件</td> </tr> <tr> <td>・小児平日夜間</td> <td>48件</td> </tr> <tr> <td>・会田病院応需率 総計</td> <td>69.4% 応需件数542件/要請件数781件</td> </tr> <tr> <td>西白河計</td> <td>72.9% 応需件数400件/要請件数549件</td> </tr> <tr> <td>矢吹計</td> <td>82.7% 応需件数206件/要請件数249件</td> </tr> </tbody> </table>			・小児科	500件	・内科	213件	・歯科	28件	・小児平日夜間	48件	・会田病院応需率 総計	69.4% 応需件数542件/要請件数781件	西白河計	72.9% 応需件数400件/要請件数549件	矢吹計	82.7% 応需件数206件/要請件数249件
・小児科	500件																
・内科	213件																
・歯科	28件																
・小児平日夜間	48件																
・会田病院応需率 総計	69.4% 応需件数542件/要請件数781件																
西白河計	72.9% 応需件数400件/要請件数549件																
矢吹計	82.7% 応需件数206件/要請件数249件																

8	ホールボディカウンター検査事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大気や飲食物等から体内に取り込まれた放射性物質（セシウム134及び137）の有無を、ホールボディカウンターで測定し、概ね一生の間に受けたと思われる線量を推計し、町民の不安解消及び将来にわたる健康の保持・増進を図ります。</p>		
実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)			
進行管理	前 期	後 期	
<p>①ホールボディカウンター車による内部被ばく検査：町内4小学校 ・6/26～7/17（15日間） ②固定式ホールボディカウンターによる内部被ばく検査：希望者全員 ・白河厚生総合病院：4/14～9/22 　水曜日：月1回と土曜日：月2回実施 （8月のみ水曜日：月3回と土曜日：月1回実施） ・ひらた中央クリニック：4月～9月</p>			<p>①ホールボディカウンター車による内部被ばく検査：矢吹中学校 ・12/3～12/13（7日間） ②固定式ホールボディカウンターによる内部被ばく検査：希望者全員 ・白河厚生総合病院：10/13～3/23 　水曜日：月1回と土曜日：月2回実施 ・ひらた中央クリニック：10月～3月</p>
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>内部被ばく検査を希望する町民が検査を受けやすい体制を目指します。</p> <p>【前年度実績】</p> <p>①ホールボディカウンター車による内部被ばく検査は未実施（1年おきに実施） ②固定式ホールボディカウンターによる内部被ばく検査 ・白河厚生総合病院：34名 ・ひらた中央クリニック：受診者なし</p>		

9	障がい者自立支援事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>障がいをお持ちの方が、自立した日常生活を営むことが出来るよう障害者総合支援法に基づき次のような介護給付費、訓練給付等の必要なサービスを提供します。また、地域自立支援協議会において、地域における障害福祉の関係者による連携及び支援体制に関する協議を行います。</p> <p>【サービス内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス（居宅介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助グループホーム等） ・障がい者医療費給付（更生医療、精神通院、育成医療等） ・補装具費給付（義肢、装具、電動車いす等） ・地域生活支援事業（日常生活用具の給付、相談支援、移動支援等） 		
実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)			
進行管理	前 期	後 期	
<p>○隨時申請受付・支給決定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス ・障がい者医療費 ・補装具費 ・地域生活支援事業 <p>6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者証の発送 		<p>○隨時申請受付・支給決定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス ・障がい者医療費 ・補装具費 ・地域生活支援事業 	
成果目標・数値目標等			
目標管理	<p>障がいのある方が自立して、住み慣れた地域で安心して生活できるように必要とする各種サービスの提供、医療費等の支給または相談業務を進めていきます。</p> <p>【前年度未利用者等人数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉サービス・障害児通所支援 170名【者：144名、児26名】 ・障害者医療費給付 15名【療養介護4名・更生医療11名・育成医療0名】 ・精神通院医療 336名 ・補装具費給付 37名 ・地域生活支援事業 90名【移動支援14名・日中一時支援31名・日常生活用具44名・手話通訳1名】 		

10	重度心身障がい者支援事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>重度の心身障がい者に対し医療費等の助成を行うことにより経済的、精神的な負担軽減を図ります。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障がい者医療費助成事業 重度心身障がい者が医療機関等を受診した際の医療費の一部を給付いたします。 ・人工透析通院交通費助成事業 じん臓機能障がい者及びその家族の経済的負担の軽減を図るため、じん臓機能障がい者の通院に要する交通費の一部を補助します。 ・在宅重度障がい者給付事業 在宅の重度障がい者に対し、治療及び衛生材料の給付を行います。 		
実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)			
進行管理	前 期	後 期	
<p>通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規受付、医療費・給付費支払等 <p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅重度障がい者給付事業上半期給付券発送・検認等 <p>6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重度医療受給者証」発送 		<p>通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規受付、医療費・給付費支払等 <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅重度障がい者給付事業下半期給付券発送 	
成果目標・数値目標等			
目標管理	<p>重度の障がいがある方へ各種サービスの提供、医療費等の支給または相談業務を隨時行うことにより、経済的、精神的な負担軽減を図ります。</p> <p>【前年度給付人数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障がい者医療費助成事業 351名 ・人工透析通院交通費助成事業 4名 ・在宅重度障がい者給付事業 10名 		

11	国民健康保険運営事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	国民健康保険制度は、被用者保険等の対象とならない全ての住人を対象としているため、高齢者や低所得者の加入者割合が高く構造的な課題を抱えていましたが、平成30年度からの新国保制度では、広域化に伴い県が新たに共同保険者として財政運営の責任主体となり、町は引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課・収納及び保健事業等地域のきめ細やかな事業を担う役割分担により国保事業を実施します。また、保健・介護・福祉の各分野との施策の連携を図るとともに、矢吹町第2期データヘルス計画に基づいた各保健事業を実施することで、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進により医療費の適正化及び健全な財政運営に努めます。						
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか) <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 毎月・資格異動処理 ・国民年金資格喪失者へ国保資 負失届の勧奨 5月・特定健診・ドック事業 6月・国保運営協議会開催（税率等） 7月・国保税制度案内書発送 9月・保険証一斉更新発送 </td> <td> 毎月・資格異動処理 ・国民年金資格喪失者へ国保資 負失届の勧奨 10月・特定健診受診者のフォローアップ事業 1月・標準保険料率の決定 3月・国保運営協議会開催（予算等） </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	毎月・資格異動処理 ・国民年金資格喪失者へ国保資 負失届の勧奨 5月・特定健診・ドック事業 6月・国保運営協議会開催（税率等） 7月・国保税制度案内書発送 9月・保険証一斉更新発送	毎月・資格異動処理 ・国民年金資格喪失者へ国保資 負失届の勧奨 10月・特定健診受診者のフォローアップ事業 1月・標準保険料率の決定 3月・国保運営協議会開催（予算等）
前 期	後 期						
毎月・資格異動処理 ・国民年金資格喪失者へ国保資 負失届の勧奨 5月・特定健診・ドック事業 6月・国保運営協議会開催（税率等） 7月・国保税制度案内書発送 9月・保険証一斉更新発送	毎月・資格異動処理 ・国民年金資格喪失者へ国保資 負失届の勧奨 10月・特定健診受診者のフォローアップ事業 1月・標準保険料率の決定 3月・国保運営協議会開催（予算等）						
目標管理	成果目標・数値目標等 <ul style="list-style-type: none"> 保健・介護・福祉の各分野における施策との連携を図りながら、保健事業を実施し、被保険者の健康の保持増進を図りながら医療費の抑制に努めます。 生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とし特定健康診査を実施します。 特定健診受診率向上 平成30年度目標値51%【H29暫定値49.1%】 特定保健指導率向上 平成30年度目標値53%【H29暫定値49.1%】 人間ドックの受診者数 平成30年度目標値200人【H29年度146人】 【会田病院76人・白河厚生病院21人・南東北病院48人・白河病院1人】 						

12	寄附講座支援事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>寄附講座は、学校法人東京医科大学と寄附講座設置事業構成市町村（白河市・西郷村・泉崎村・中島村・代表矢吹町）が協定を締結し、白河地域の医療に関する研究・教育を行い、その研究成果の普及と人材育成により、適正な医療体制の構築を図ります。この事業は、会田病院を拠点病院として実施します。</p> <p>具体的な内容としては、白河地域医療ネットワークの構築に関する研究、ER型救急システムの構築に関する研究、救急医・総合医などの地域医療を担う医師等の養成及び研究プログラムの開発を目的とします。</p>						
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか) <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 4月 ・会田病院と寄附講座に関する協議 ・東京医科大学から会田病院への派遣医師の確認 5月 ・県担当課と補助金等の協議 ・補助金の申請 6月 ・寄附講座事業の進捗状況確認 9月 ・前期実績状況の確認 </td> <td> 10月 ・寄附講座設置事業構成市町村との協議 1月 ・寄附講座事業の進捗状況確認 2月 ・東京医科大学へ寄附申込み依頼 3月 ・実績等の確認 ・県へ補助金実績報告 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	4月 ・会田病院と寄附講座に関する協議 ・東京医科大学から会田病院への派遣医師の確認 5月 ・県担当課と補助金等の協議 ・補助金の申請 6月 ・寄附講座事業の進捗状況確認 9月 ・前期実績状況の確認	10月 ・寄附講座設置事業構成市町村との協議 1月 ・寄附講座事業の進捗状況確認 2月 ・東京医科大学へ寄附申込み依頼 3月 ・実績等の確認 ・県へ補助金実績報告
前 期	後 期						
4月 ・会田病院と寄附講座に関する協議 ・東京医科大学から会田病院への派遣医師の確認 5月 ・県担当課と補助金等の協議 ・補助金の申請 6月 ・寄附講座事業の進捗状況確認 9月 ・前期実績状況の確認	10月 ・寄附講座設置事業構成市町村との協議 1月 ・寄附講座事業の進捗状況確認 2月 ・東京医科大学へ寄附申込み依頼 3月 ・実績等の確認 ・県へ補助金実績報告						
目標管理	成果目標・数値目標等 会田病院の救急搬送患者応需率の向上 ・平成30年度目標値 応需率71% 【前年度実績 応需率69.4%】						

13	高齢者福祉サービス事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>高齢者が生きがいを持ち快適な生活を送ることができるよう、民生委員や社会福祉協議会等の連携、協力により高齢者等福祉サービスを提供します。</p> <p>各事業を通して、誰もが地域で安心してくらせるように、身近な地域での声かけや見守り等、地域の支えあいを推進し、高齢者等が自立した生活を送れる地域社会づくりを目指します。</p> <p>実施事業は次のとおりです。</p> <p>(1)配食サービス事業 (2)はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業 (3)寝具乾燥消毒事業 (4)訪問理美容サービス事業 (5)緊急通報システム事業</p>						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎月・緊急通報システム事業による安否確認 ・配食サービス事業(2回/月) 4月・はり、きゅう、マッサージ助成券、訪問理美容サービス利用券送付 7月・寝具乾燥消毒事業実施(1回目) 8月・緊急通報システム事業利用者負担金見直し</td><td>毎月・緊急通報システム事業による安否確認 ・配食サービス事業(2回/月) 12月・各事業における実施状況の検証 2月・寝具乾燥消毒事業実施(2回目) 3月・各事業実績確認及び委託先との次年度協議</td></tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	毎月・緊急通報システム事業による安否確認 ・配食サービス事業(2回/月) 4月・はり、きゅう、マッサージ助成券、訪問理美容サービス利用券送付 7月・寝具乾燥消毒事業実施(1回目) 8月・緊急通報システム事業利用者負担金見直し	毎月・緊急通報システム事業による安否確認 ・配食サービス事業(2回/月) 12月・各事業における実施状況の検証 2月・寝具乾燥消毒事業実施(2回目) 3月・各事業実績確認及び委託先との次年度協議
前 期	後 期						
毎月・緊急通報システム事業による安否確認 ・配食サービス事業(2回/月) 4月・はり、きゅう、マッサージ助成券、訪問理美容サービス利用券送付 7月・寝具乾燥消毒事業実施(1回目) 8月・緊急通報システム事業利用者負担金見直し	毎月・緊急通報システム事業による安否確認 ・配食サービス事業(2回/月) 12月・各事業における実施状況の検証 2月・寝具乾燥消毒事業実施(2回目) 3月・各事業実績確認及び委託先との次年度協議						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>平成30年度目標 【】内は前年度実績</p> <p>①配食サービス 月平均68名1600食【月平均65名1528食】 ②はり、きゅう、マッサージ 2名【1名】 ③寝具乾燥消毒 22名【20名】 ④訪問理美容サービス 3名【2名】 ⑤緊急通報システム 54件【51件】</p>						
14	地域包括支援センター運営事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>高齢者を包括的に支援し、心身の健康及び生活の安定のために必要な援助を行います。</p> <p>平成28年度より「認知症地域支援推進員」と「生活支援コーディネーター」を配置し、高齢者への対応強化を図ります。</p>						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通年 ・要支援認定者に対するケアマネジメント ・要援護高齢者の相談受付や訪問等による実態把握 ・虐待防止等高齢者の権利擁護 ・認知症対策事業の推進 ・高齢者のニーズの把握とその受け皿となるボランティア等の発掘 ・その他、高齢者に対しての包括的な支援等</td><td>通年 ・要支援認定者に対するケアマネジメント ・要援護高齢者の相談受付や訪問等による実態把握 ・虐待防止等高齢者の権利擁護 ・認知症対策事業の推進 ・高齢者のニーズの把握とその受け皿となるボランティア等の発掘 ・その他、高齢者に対しての包括的な支援等</td></tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	通年 ・要支援認定者に対するケアマネジメント ・要援護高齢者の相談受付や訪問等による実態把握 ・虐待防止等高齢者の権利擁護 ・認知症対策事業の推進 ・高齢者のニーズの把握とその受け皿となるボランティア等の発掘 ・その他、高齢者に対しての包括的な支援等	通年 ・要支援認定者に対するケアマネジメント ・要援護高齢者の相談受付や訪問等による実態把握 ・虐待防止等高齢者の権利擁護 ・認知症対策事業の推進 ・高齢者のニーズの把握とその受け皿となるボランティア等の発掘 ・その他、高齢者に対しての包括的な支援等
前 期	後 期						
通年 ・要支援認定者に対するケアマネジメント ・要援護高齢者の相談受付や訪問等による実態把握 ・虐待防止等高齢者の権利擁護 ・認知症対策事業の推進 ・高齢者のニーズの把握とその受け皿となるボランティア等の発掘 ・その他、高齢者に対しての包括的な支援等	通年 ・要支援認定者に対するケアマネジメント ・要援護高齢者の相談受付や訪問等による実態把握 ・虐待防止等高齢者の権利擁護 ・認知症対策事業の推進 ・高齢者のニーズの把握とその受け皿となるボランティア等の発掘 ・その他、高齢者に対しての包括的な支援等						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> 要支援認定者個人に適したケアマネジメントを行うことにより、重度化を予防し快適な在宅生活が継続できるよう支援します。 増加している認知症高齢者の家族等からの相談や対応に加え、地域住民の理解を深める活動を行います。 一般高齢者の総合相談業務を実施し、年々増加している高齢者虐待等の早期発見・早期対応により、高齢者の人権擁護に努めます。 <p>【前年度実績件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防ケアマネジメント事業 7,129件 総合相談支援事業 1,480件 権利擁護事業 179件 包括的、継続的ケアマネジメント支援事業 365件 認知症対策総合支援事業 617件 生活支援体制整備事業、その他 117件 						

15	介護予防事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>65歳以上的一般高齢者を対象に予防事業を実施し、要支援・要介護状態になることを防止するとともに、閉じこもりを予防し、より活動的で生きがいのある生活が送れるよう支援します。</p> <p>〈一般介護予防〉</p> <p>○活動的な高齢者を対象に生活機能の維持向上に向けた取組みとして、社会福祉協議会への委託により介護予防教室として開催するサロンに作業療法士等を派遣します。</p> <p>○住民主体の介護予防事業の普及に取り組みます。</p>						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・サロン事業 通年 サロンに栄養士や作業療法士を派遣します。 ・住民主体の予防事業 4月 ・関係者打合せ 6月 ・広報へ活動状況掲載 9月 ・広報で募集 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・サロン事業 通年 サロンに栄養士や作業療法士を派遣します。 ・住民主体の予防事業 2月 ・広報で募集 3月 ・事業反省 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン事業 通年 サロンに栄養士や作業療法士を派遣します。 ・住民主体の予防事業 4月 ・関係者打合せ 6月 ・広報へ活動状況掲載 9月 ・広報で募集 	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン事業 通年 サロンに栄養士や作業療法士を派遣します。 ・住民主体の予防事業 2月 ・広報で募集 3月 ・事業反省
前 期	後 期						
<ul style="list-style-type: none"> ・サロン事業 通年 サロンに栄養士や作業療法士を派遣します。 ・住民主体の予防事業 4月 ・関係者打合せ 6月 ・広報へ活動状況掲載 9月 ・広報で募集 	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン事業 通年 サロンに栄養士や作業療法士を派遣します。 ・住民主体の予防事業 2月 ・広報で募集 3月 ・事業反省 						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>・地区ごとのサロン活動及び住民主体で行う介護予防事業に対して、リハビリ専門職の派遣などを行い、筋力、体力などの機能低下を防ぎ、より活動的で生き生きとした生活が送れるよう支援します。</p> <p>○サロン事業 ・地区的サロンを巡回して各1回を目標に実施します。【】内は前年実績 20地区 20回 【20地区 20回】</p> <p>○住民主体の介護予防事業 ・ことぶき大学や老人クラブとの連携を推進します。 ・矢吹・中畠・三神地区で各1ヶ所の事業実施を目指します。【】内は前年実績 3地区 3か所 【1地区 1か所】</p>						

16	介護保険支援事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>介護保険法により、40歳になると被保険者として介護保険に加入し、65歳以上の方は町が実施する要介護認定において介護が必要と認定された場合、いつでもサービスを受けることができます。</p> <p>また、40歳から64歳までの方も、介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合は、介護サービスを受けることができます。</p> <p>・介護認定の流れ ①要介護認定判定の申請、②調査員による認定調査、③主治医等の意見書作成、④介護認定審査会による審査・判定、⑤認定結果の通知、⑥要介護・要支援区分によるケアプランの作成、⑦介護サービスの利用 なお、第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を進めており、平成32年4月開設を予定しております。</p>						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・介護保険認定業務 ・介護保険給付管理業務 ・統計 (介護老人福祉施設整備事業) ・5月 近隣住民説明会 ・8月ごろ 県による審査（正式な日時などは未定） ・以降のスケジュールについては、事業主体と協議。 </td> <td> <p>通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・介護保険認定業務 ・介護保険給付管理業務 ・統計 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	<p>通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・介護保険認定業務 ・介護保険給付管理業務 ・統計 (介護老人福祉施設整備事業) ・5月 近隣住民説明会 ・8月ごろ 県による審査（正式な日時などは未定） ・以降のスケジュールについては、事業主体と協議。 	<p>通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・介護保険認定業務 ・介護保険給付管理業務 ・統計
前 期	後 期						
<p>通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・介護保険認定業務 ・介護保険給付管理業務 ・統計 (介護老人福祉施設整備事業) ・5月 近隣住民説明会 ・8月ごろ 県による審査（正式な日時などは未定） ・以降のスケジュールについては、事業主体と協議。 	<p>通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・介護保険認定業務 ・介護保険給付管理業務 ・統計 						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>適正な介護認定を行うため、調査員等との連携を図ります。</p> <p>保険給付等との連携により適正な介護給付に努めます。</p> <p>介護老人福祉施設整備については、平成32年4月開設を目指し、事業主体、県南保健福祉事務所、町関係部局などと適切な連携を図っていきます。</p> <p>【前年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護申請者数 H28年度 730名（うち新規 197名） H29年度 712名（うち新規 192名） ・第1号被保険者数（65歳以上の高齢者） H28年度末 4,964名 H29年度末 5,044名 ・要介護（要支援）認定者数 H28年度 751名 H29年度 759名 						

17	後期高齢者医療事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若者世代の負担の明確化等を図るために、75歳以上の高齢者等を対象者とした後期高齢者医療制度が平成20年4月に創設されました。これを受け、後期高齢者医療制度の福島県における運営主体として、平成19年2月に県内すべての市町村で構成する「福島県後期高齢者医療広域連合」が設立され、運営されております。</p> <p>本町では、保健・介護・福祉の各分野における施策との連携により、医療費の抑制に努めます。さらに、平成30年3月に策定されたデータヘルス計画に基づき保健事業を実施し、被保険者の健康増進・健康意識の啓発・重症化予防を推進し医療費の抑制を図ります。</p>						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 毎月・資格異動処理 ・高額療養費支給対象者口座登録勧奨 5月・PETがんドック検診個別通知 7月・広報誌に受診勧奨PRを掲載 ・保険証・限度額認定証一斉更新発送 8月・保険料納付書一斉発送 ・高齢者健診の実施 8月～9月の検診期間中、広報車等による受診勧奨PR </td> <td> 毎月・資格異動処理 ・高額療養費支給対象者口座登録勧奨 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	毎月・資格異動処理 ・高額療養費支給対象者口座登録勧奨 5月・PETがんドック検診個別通知 7月・広報誌に受診勧奨PRを掲載 ・保険証・限度額認定証一斉更新発送 8月・保険料納付書一斉発送 ・高齢者健診の実施 8月～9月の検診期間中、広報車等による受診勧奨PR	毎月・資格異動処理 ・高額療養費支給対象者口座登録勧奨
前 期	後 期						
毎月・資格異動処理 ・高額療養費支給対象者口座登録勧奨 5月・PETがんドック検診個別通知 7月・広報誌に受診勧奨PRを掲載 ・保険証・限度額認定証一斉更新発送 8月・保険料納付書一斉発送 ・高齢者健診の実施 8月～9月の検診期間中、広報車等による受診勧奨PR	毎月・資格異動処理 ・高額療養費支給対象者口座登録勧奨						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者健診受診率の向上 平成30年度目標値25%【H29実績値21.5%】 ・人間ドックの対象者を75歳までに拡大することで、より被保険者の健康増進を支援します。 						

18	元気な高齢者活動事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>高齢者の積極的な地域活動を促進するため、地域の高齢者活動の中心となる老人クラブ事業に対し補助を行います。老人クラブ加入者が減少傾向にあることから、お年寄りが各地区において積極的に活動できる場や方法等を協議し、活動が活発化するよう支援します。</p> <p>敬老会については、長年社会に貢献してきたお年寄りが楽しめる内容となるよう、老人クラブや婦人会等の関係機関と協議し実施します。また、中学生ボランティアの協力を得ることにより高齢者と青少年の交流を図ります。</p>						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 5月 ・老人クラブへの補助金交付（上半期分） 5月～7月 ・敬老会における金婚等の申込受付 6月～8月 ・敬老会実施打合せ （老人クラブ、婦人会等関係団体、社会福祉協議会、民生委員） 9月 ・敬老会招待券、あゆり温泉無料入浴券送付 9月15日　・敬老会開催 </td> <td> 10月　・老人クラブへ補助金交付（下半期分） ・老人クラブ活動状況報告会議 12月　・次年度の老人クラブ活動協議 3月　・老人クラブ活動状況報告会議 </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	5月 ・老人クラブへの補助金交付（上半期分） 5月～7月 ・敬老会における金婚等の申込受付 6月～8月 ・敬老会実施打合せ （老人クラブ、婦人会等関係団体、社会福祉協議会、民生委員） 9月 ・敬老会招待券、あゆり温泉無料入浴券送付 9月15日　・敬老会開催	10月　・老人クラブへ補助金交付（下半期分） ・老人クラブ活動状況報告会議 12月　・次年度の老人クラブ活動協議 3月　・老人クラブ活動状況報告会議
前 期	後 期						
5月 ・老人クラブへの補助金交付（上半期分） 5月～7月 ・敬老会における金婚等の申込受付 6月～8月 ・敬老会実施打合せ （老人クラブ、婦人会等関係団体、社会福祉協議会、民生委員） 9月 ・敬老会招待券、あゆり温泉無料入浴券送付 9月15日　・敬老会開催	10月　・老人クラブへ補助金交付（下半期分） ・老人クラブ活動状況報告会議 12月　・次年度の老人クラブ活動協議 3月　・老人クラブ活動状況報告会議						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>平成30年度目標 【】内は前年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敬老会参加者数 約680人【約650人】 ・あゆり温泉無料入浴券利用 3,200枚【3,059枚】 ・老人クラブ会員数 9クラブ370名【9クラブ360名】 						

19	乳幼児健康診査事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>4か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児健診・健康相談を行い、疾病または異常の早期発見に努めるとともに、適切な支援を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ります。</p> <p>1歳から各健診・相談を行い、3歳児の歯科クリニックにあわせ、集団でフッ素塗布を行い、幼児のむし歯予防を図ります。</p> <p>栄養士・歯科衛生士・臨床心理士などの専門職を配置し、専門的かつ適切な支援を行うことで、不安を解消し安心して子育てができるように支援します。</p> <p>健診・健康相談時に身体面、精神面で心配な乳幼児を適切な支援に繋ぐことで健やかな成長・発達を促します。</p>						
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか) <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通年 ・健康診査、健康相談の実施 通年 ・健康診査、健康相談対象者に対し個別通知 随時 ・未受診者に対し個別通知 随時 ・個別フォロー、事後管理が必要な乳幼児に対して家庭訪問等の実施、発達の確認</td><td>通年 ・健康診査、健康相談の実施 通年 ・健康診査、健康相談対象者に対し個別通知 随時 ・未受診者に対し個別通知 随時 ・個別フォロー、事後管理が必要な乳幼児に対して家庭訪問等の実施、発達の確認</td></tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	通年 ・健康診査、健康相談の実施 通年 ・健康診査、健康相談対象者に対し個別通知 随時 ・未受診者に対し個別通知 随時 ・個別フォロー、事後管理が必要な乳幼児に対して家庭訪問等の実施、発達の確認	通年 ・健康診査、健康相談の実施 通年 ・健康診査、健康相談対象者に対し個別通知 随時 ・未受診者に対し個別通知 随時 ・個別フォロー、事後管理が必要な乳幼児に対して家庭訪問等の実施、発達の確認
前 期	後 期						
通年 ・健康診査、健康相談の実施 通年 ・健康診査、健康相談対象者に対し個別通知 随時 ・未受診者に対し個別通知 随時 ・個別フォロー、事後管理が必要な乳幼児に対して家庭訪問等の実施、発達の確認	通年 ・健康診査、健康相談の実施 通年 ・健康診査、健康相談対象者に対し個別通知 随時 ・未受診者に対し個別通知 随時 ・個別フォロー、事後管理が必要な乳幼児に対して家庭訪問等の実施、発達の確認						
目標管理	成果目標・数値目標等 <p>平成30年度目標受診率 【】内は前年度実績</p> <p>■4か月児健診※ : 100%【100%】 ■1歳児健康相談（対象者144人）: 100%【100%】 ■1歳6か月児健診（対象者138人）: 93%【91%】 ■2歳児健康相談（対象者138人）: 95%【94%】 ■3歳児歯科クリニック※ : 68%【65%】 ■3歳児健診（対象者139人）: 98%【97%】</p> <p>※対象者数が確定していないため、目標値のみ設定。</p> <p>本町で実施している健診を受診せず、医療機関で個別に健診を行っている場合は、実数に含みません。</p>						

20	妊婦支援事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>妊婦健康診査費用16回助成（うち1回は産後1ヶ月健康診査）及び新生児聴覚検査費用の一部助成を行い、安心して出産・育児が行えるよう支援します。また、必要に応じた妊娠婦支援を行い、不安なく妊娠生活、出産を迎えるよう支援します。</p> <p>さらに、赤ちゃん教室を開催し、赤ちゃんと触れ合えるような機会、母親同士が交流できる時間を設け、育児を楽しめるように支援します。</p>						
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか) <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通年 ・母子手帳及び妊婦健康診査受診券の交付 ・個別相談及び保健指導の実施 6月、9月 ・赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施</td><td>通年 ・母子手帳及び妊婦健康診査受診券の交付 ・個別相談及び保健指導の実施 12月、3月 ・赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施</td></tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	通年 ・母子手帳及び妊婦健康診査受診券の交付 ・個別相談及び保健指導の実施 6月、9月 ・赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施	通年 ・母子手帳及び妊婦健康診査受診券の交付 ・個別相談及び保健指導の実施 12月、3月 ・赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施
前 期	後 期						
通年 ・母子手帳及び妊婦健康診査受診券の交付 ・個別相談及び保健指導の実施 6月、9月 ・赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施	通年 ・母子手帳及び妊婦健康診査受診券の交付 ・個別相談及び保健指導の実施 12月、3月 ・赤ちゃん教室の開催 ・個別相談の実施						
目標管理	成果目標・数値目標等 <p>平成30年度目標値 【】内は前年度実績</p> <p>■妊婦健康診査受診率 : 100%【100%】 ※母子手帳交付後の病院未受診者0人 ■産後1ヶ月健康診査（1回）受診率 : 100%【100%】 ■新生児聴覚検査受診率 : 100%【100%】 ■赤ちゃん教室（4回）受講者率 : 23%【21%】</p>						

21	育児支援活動事業	保健福祉課	総合計画・復興計画関連事業						
事業の概要・実施方針	<p>助産師や母子推進員による乳児全戸訪問や、離乳食教室、親子あそびの広場を実施し、母親の育児不安を解消し、楽しく安心して子育てができるよう支援します。</p> <p>産後ケア事業（宿泊・日帰りケア）を実施し、退院直後の母子に対し心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができる環境整備を図り、母体の保護、保健指導を行います。</p> <p>また、言葉や発達の遅れ等のある子どもとその家族に対し、専門職と連携を取り、具体的な指導・助言を行いながら年齢に応じた発達ができるように支援します。</p>								
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか) <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 通年 · 乳児の全戸訪問の実施 4.6.8月 · 離乳食教室の実施 4~7月、9月 · 親子あそびの広場 (月2回開催) 5~9月 · すくすく教室 (矢吹町・泉崎村・中島村・西郷村合同で開催。泉崎村保健福祉総合センターにて実施) 利用希望時 · 産後ケア事業の実施 </td><td> 通年 · 乳児の全戸訪問の実施 10.12.2月 · 離乳食教室の実施 10~3月 · 親子あそびの広場 (月2回開催) 10~2月 · すくすく教室 (矢吹町・泉崎村・中島村・西郷村合同で開催。泉崎村保健福祉総合センターにて実施) 利用希望時 · 産後ケア事業の実施 </td></tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	通年 · 乳児の全戸訪問の実施 4.6.8月 · 離乳食教室の実施 4~7月、9月 · 親子あそびの広場 (月2回開催) 5~9月 · すくすく教室 (矢吹町・泉崎村・中島村・西郷村合同で開催。泉崎村保健福祉総合センターにて実施) 利用希望時 · 産後ケア事業の実施	通年 · 乳児の全戸訪問の実施 10.12.2月 · 離乳食教室の実施 10~3月 · 親子あそびの広場 (月2回開催) 10~2月 · すくすく教室 (矢吹町・泉崎村・中島村・西郷村合同で開催。泉崎村保健福祉総合センターにて実施) 利用希望時 · 産後ケア事業の実施		
前 期	後 期								
通年 · 乳児の全戸訪問の実施 4.6.8月 · 離乳食教室の実施 4~7月、9月 · 親子あそびの広場 (月2回開催) 5~9月 · すくすく教室 (矢吹町・泉崎村・中島村・西郷村合同で開催。泉崎村保健福祉総合センターにて実施) 利用希望時 · 産後ケア事業の実施	通年 · 乳児の全戸訪問の実施 10.12.2月 · 離乳食教室の実施 10~3月 · 親子あそびの広場 (月2回開催) 10~2月 · すくすく教室 (矢吹町・泉崎村・中島村・西郷村合同で開催。泉崎村保健福祉総合センターにて実施) 利用希望時 · 産後ケア事業の実施								
目標管理	成果目標・数値目標等 <p>母親が孤立することなく、他の母親や専門職と交流を深め、楽しく子育てができるよう必要な情報を提供し支援します。</p> <p>すくすく教室では、対象者に具体的な支援ができるように、発達の様子・家族の状況を見極めながら、専門職と連携を取り支援します。</p> <p><平成30年度目標値> ※【】内は前年度実績</p> <table> <tr> <td>■乳児全戸訪問</td> <td>100% 【100%】</td> </tr> <tr> <td>■離乳食教室</td> <td>66% 【64%】</td> </tr> <tr> <td>■親子あそびの広場</td> <td>保護者 200人 子ども 230人</td> </tr> </table>			■乳児全戸訪問	100% 【100%】	■離乳食教室	66% 【64%】	■親子あそびの広場	保護者 200人 子ども 230人
■乳児全戸訪問	100% 【100%】								
■離乳食教室	66% 【64%】								
■親子あそびの広場	保護者 200人 子ども 230人								

22	行政情報の積極的な発信	保健福祉課	行財政改革実行計画				
事業の概要・実施方針	<p>第6次矢吹町まちづくり総合計画に示されている「情報共有・情報発信の町づくり」に基づく情報発信を行います。町民に身近な当課で取り扱う業務について、時期を逸せず正確に適切な方法で積極的に情報を発信します。</p>						
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか) <table border="1"> <thead> <tr> <th>前 期</th> <th>後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 每月 · 係長会議にて情報の共有 適時 · 町広報紙への記事掲載 隨時 · 町ホームページへの掲載 · マスコミ等への情報提供 </td><td> 每月 · 係長会議にて情報の共有 適時 · 町広報紙への記事掲載 隨時 · 町ホームページへの掲載 · マスコミ等への情報提供 </td></tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	每月 · 係長会議にて情報の共有 適時 · 町広報紙への記事掲載 隨時 · 町ホームページへの掲載 · マスコミ等への情報提供	每月 · 係長会議にて情報の共有 適時 · 町広報紙への記事掲載 隨時 · 町ホームページへの掲載 · マスコミ等への情報提供
前 期	後 期						
每月 · 係長会議にて情報の共有 適時 · 町広報紙への記事掲載 隨時 · 町ホームページへの掲載 · マスコミ等への情報提供	每月 · 係長会議にて情報の共有 適時 · 町広報紙への記事掲載 隨時 · 町ホームページへの掲載 · マスコミ等への情報提供						
目標管理	成果目標・数値目標等 <p>毎月1回の係長会議にて係内の事業・イベント等を確認し、必要に応じてホームページ・広報誌・マスコミ等に情報の発信を行います。</p>						

23	事務処理のマニュアル化の推進	保健福祉課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	事務事業の効率的、確実な執行を図るため、事務処理マニュアルが必要な事業を選定し事務処理マニュアルを作成します。また、チェックリスト等により事務処理誤り、漏れを防ぐとともに担当者不在による事務の停滞を防ぎます。適時マニュアルの見直し、修正を行い事務の効率化を図ります。		
実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)			
進行管理	前 期	後 期	
	4月 ・総合窓口マニュアルの見直し 6月 ・係内でマニュアルを作成する業務の選定 7月 ・選定した業務のマニュアル作成	10月 ・前期の実施状況の検証、マニュアルの見直し 2月 ・次年度に向けたマニュアルの見直し及び改善	
目標管理	成果目標・数値目標等 事務処理の共有化や効率化を図り、住民サービスの向上、迅速化を図ることで、信頼される役場の実現を目指します。		

24	内部管理経費の節減	保健福祉課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	職員一人ひとりが、常に経費削減に向けた意識を持ち、最小の経費で最大の効果が得られるよう事務の効率化に取り組み、歳出の抑制を図ります。		
実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)			
進行管理	前 期	後 期	
	隨時 ・電気機器等の節電 ・用紙や封筒の再利用等の徹底 ・消耗品費の有効活用 ・クールビズの実施 適時 ・指定管理者との協議による経費節減意識の共有	隨時 ・電気機器等の節電 ・用紙や封筒の再利用等の徹底 ・消耗品費の有効活用 ・ウォームビズの実施 適時 ・指定管理者との協議による経費節減意識の共有	
目標管理	成果目標・数値目標等 事務事業を効率的に推進することにより、内部経費の削減を図ります。		

25	町税等の収納率の向上	保健福祉課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	収納率向上のため、賦課徴収主管課の税務課と滞納者の状況について情報の共有化を図りながら、短期証・資格証及び給付制限等の管理を連携して行い、滞納者の納税意識の向上につなげ未収金の縮減に努めます。また、臨戸訪問を税務課と共同で実施し納税相談の充実につなげ、収納率向上を図ります。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	隨時 ・滞納者の状況について情報共有 ・資格管理について連携	隨時 ・滞納者の状況について情報共有 ・資格管理について連携	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者の状況について、情報の共有化を図ります。 ・短期証・資格証及び給付制限等の適正管理に努めます。 ・各制度内容の周知を図ります。 		

26	特別会計及び企業会計の健全化	保健福祉課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の特別会計については、社会情勢の変化等を踏まえ、事業の意義、提供しているサービスの必要性について公共性・公益性を考慮した事業実施に努めます。 また、相互扶助の側面が強いことなどから、事業の継続的な安定したサービスを提供できるよう、徴収対策の強化や事務事業の効率化などを実施し健全な事業運営を行います。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	通年・資格、認定、給付等の適正管理と各事業の実施 5~6月・各審議会へ運営状況の報告 8月・前年度決算額から運営状況を分析	通年・資格、認定、給付等の適正管理と各事業の実施 3月・各審議会へ運営状況の報告	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格、認定、給付等の適正な管理に努めます。 ・前年度決算額から運営状況を分析し事務事業の効率化に努め、健全な事業運営を行います。 		

27	公共施設の長寿命化・統廃合の推進	保健福祉課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	保健福祉課で所管する施設（保健福祉センター、健康センター、福祉会館）の維持管理について、「公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点を持って改修や長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図ります。		
実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)			
進行管理	前 期	後 期	
	「公共施設等総合管理計画」に基づく、計画的な改修や長寿命化等の推進 5月 公共施設等個別管理計画策定業務委託 5月 あゆり温泉、温水プール各修繕工事発注 6月 福祉会館 手すり修繕	「公共施設等総合管理計画」に基づく、計画的な改修や長寿命化等の推進	
目標管理	成果目標・数値目標等 長期的な視野を持ち、改修や長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ります。		

28	事務事業の民間委託の推進	保健福祉課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	業務内容、費用対効果を考慮し、事務事業の民間委託を推進し行政サービスの向上を図ります。また、すでに委託している業務についても費用対効果を検証します。		
実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)			
進行管理	前 期	後 期	
	7月 調査、情報 8月 係内会議にて検討	2月 委託事業の検証、次年度委託業務等の検討	
目標管理	成果目標・数値目標等 民間委託により効果が期待できるものは委託し、町民に対する行政サービスの向上を図ります。		

29	時間外勤務命令の抑制	保健福祉課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	課内の年間スケジュールを把握し、係間で連携しながら協力体制を図ります。また、係別に時間外勤務の実態を検証し、状況に応じて係内の調整や事務分掌の見直しを行います。 職員の健康にも影響することから、時間外勤務の適正な運用と縮減を図ります。		
実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)			
進行管理	前　期	後　期	
	隨時 ・課内会議にて喚起 ・係長会議にて状況確認 ・ノー残業デー（火・木）の実施	隨時 ・前期状況の検証・分析 ・課内会議・係内会議にて喚起 ・ノー残業デー（火・木）の実施及び検証・分析	
目標管理	成果目標・数値目標等 時間外勤務命令の抑制を図ります。		